

議 事 日 程

第 5 号

平成 3 年第 4 回藤代町議会定例会

平成 3 年 1 2 月 2 0 日 (金) 午後 1 時開議

- 日程第 1. 議案第 71 号 水と緑と祭の広場整備工事 (その 1) 請負契約の締結について
- 日程第 2. 議案第 72 号 水と緑と祭の広場整備工事 (その 2) 請負契約の締結について
- 日程第 3. 議案第 73 号 3 国補公園第 1 号、3 町単公園第 2 号合併新設工事請負契約の締結について
- 日程第 4. 議案第 57 号 藤代町職員定数条例の一部を改正する条例について  
議案第 58 号 藤代町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 59 号 藤代町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 60 号 藤代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 61 号 町道路線の変更について  
議案第 62 号 町道路線の廃止について  
議案第 63 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて  
議案第 64 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて  
議案第 65 号 取手地方公平委員会規約の一部を改正する規約について  
議案第 66 号 平成 3 年度藤代町一般会計補正予算 (第 4 号) について  
議案第 67 号 平成 3 年度藤代町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について  
議案第 68 号 平成 3 年度藤代町老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) について  
議案第 69 号 平成 3 年度藤代町藤代駅南口土地区画整理事業特別

	会計補正予算（第2号）について	
議案第70号	平成3年度藤代町土地改良事業特別会計補正予算 （第1号）について	
請願第7号	光風台団地の汚水処理場を公共下水道へ早期接続す ることを求める請願	1 2
請願第8号	町立図書館の早期建設を求める請願	3
請願第10号	（仮称）総合福祉センター建設に関する請願につ いて	4
請願第11号	私立幼稚園授業料補助金の増額要求の為の請願につ いて	1 2
陳情第2号	藤代町の図書館に必要な条件と「図書館設立準備委 員会」の早期設立を求める陳情について	3 4
陳情第3号	「看護婦確保法」制定についての陳情について	
日程第5.	意見書案第4号 「看護婦確保法」制定についての意見書につ いて	1 2
日程第6.	決議案第 2号 石井章議員の辞職勧告決議について	3
日程第7.	決議案第 3号 暴力追放都市宣言に関する決議について	4
日程第8.	町長の専決処分事項の指定について	
日程第9.	閉会中の所管事務調査の件について	1 2 3 4

の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 守君） 全員賛成。よって陳情第2号 藤代町の図書館に必要な条件と、図書館設立準備委員会の早期設置を求める陳情については委員長報告どおり趣旨採択することに決定いたしました。

陳情第3号 看護婦確保法制定についての陳情について、本陳情を委員長報告どおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 守君） 全員賛成。よって陳情第3号 看護婦確保法制定についての陳情については委員長報告どおり採択することに決定いたしました。

日程第5、意見書案第4号 看護婦確保法制定についての意見書についてを議題といたします。

○

意見書案第4号 看護婦確保法制定についての意見書について

○議長（坂本 守君） 提案者代表の説明を求めます。16番吉岡 茂君。

〔16番吉岡 茂君登壇〕

○16番（吉岡 茂君） 意見書案第4号、お手元の資料にあるとおり、看護婦確保法制定についての意見書案についてでございます。

皆ざんご存じのように、現在3Kとか言われて、汚い、危険、厳しい職業は特に若い人たちの間から敬遠されがちで、看護婦の確保もままならないような状態で、病院の経営すら危機をはらんでおります。これは我々の健康にも直接かかわりあることですので、皆様方の賢明なるご判断で、この確保法制定についての意見書の提出にご協力をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（坂本 守君） 以上で提出者代表の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） ご異議なしと認めます。よって討論を省略し、直ちに採決を行います。採決は起立採決で行います。

意見書案第4号 看護婦確保法制定についての意見書について、本意見書案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 守君） 全員賛成。よって意見書案第4号は可決することに決定いたしました。

日程第6、決議案第2号 石井章議員の辞職勧告決議についてを議題といたします。

○

決議案第2号 石井章議員の辞職勧告決議について

○議長（坂本 守君） 提出者代表の説明を求めます。

決議案第2号について、20番沼尻 守君。

〔20番沼尻 守君登壇〕

○20番（沼尻 守君） 石井 章議員に対する辞職勧告決議案を上程したいと思います。

なまじ説明を加えますといろいろ差しさわりがありますので、朗読のみをもって提案したいと思いますので、よろしく皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

平成3年8月4日執行の藤代町町議選における架空転入、替え玉投票による不正投票事件に関して、茨城県警、取手警察署の合同捜査によりまして、電磁的公正証書原本不実記載、同供用と公選法違反の疑いで石井章議員の後援会幹部、暴力団など合わせまして6名の逮捕者を出すに至りました。捜査はその後も続行中であります。

今回の事件が、暴力団による組織的犯行であったことに対して、町民の怒りが全町に広がり、石井議員に対する責任追及の声が日増しに厳しくなっています。

石井議員は関係者からこれだけの逮捕者を出し、藤代町の名譽を傷つけた責任は重大であります。とりわけ、暴力団とのかかわりの中でこのような事件を起こしたことは許しがたいことでもあります。

よって、石井議員は直ちに議会議員を辞職するよう勧告をするものであります。

以上、決議する。

平成3年12月20日

北相馬郡藤代町議会

以上であります。

○議長（坂本 守君） 以上で提出者代表の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） 討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は起立採決で行います。

決議案第2号 石井章議員の辞職勧告決議について、本決議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 守君） 賛成多数。よって決議案第2号は可決されました。

日程第7、決議案第3号 暴力追放都市宣言に関する決議についてを議題といたします。

○

決議案第3号 暴力追放都市宣言に関する決議について

○議長（坂本 守君） 提出者代表の説明を求めます。

決議案第3号について、16番吉岡 茂君。

〔16番吉岡 茂君登壇〕

○16番（吉岡 茂君） それでは暴力追放都市宣言に関する決議について朗読して、ご協力お願いいたします。

暴力団に対する取締り強化の法改正があったが、このような背景を受けて、暴力団組織は政治結社や土木建設業等にも姿を変えて活動しようとする動きも出ている。

今般、藤代町議選に絡む架空転入、不正投票に暴力団が組織的に介入した事件は、暴力団の新たな動きとして軽視することはできない。

明るく住みよいまちづくりに努力している町民にとっても激しい怒りを覚えずにはいられないことであり、今こそ町民こそって民主主義体制を根底からくつがえす行為を追放しない限り、明るく住みよいまちづくりはできない。

私たちは総力を結集し、暴力追放の体制を確立し、暴力のない明るく住みよい豊かなまちづくりに邁進することを宣言するものである。

以上、決議する。

平成3年12月20日

北相馬郡藤代町議会

以上。

○議長（坂本 守君） 以上で提出者代表の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） 討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は起立採決で行います。

決議案第3号 暴力追放都市宣言に関する決議について、本決議案を可決す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 守君） 全員賛成。よって決議案第3号は可決されました。  
ここで助役秋田 修君より発言を求められておりますので、これを許します。  
秋田 修君。

〔助役秋田 修君登壇〕

○助役（秋田 修君） ただいま決議第3号 暴力追放都市宣言に関する決議が決議されました。藤代町といたしましても、この暴力追放都市宣言をいたします。

あす、取手市ほか北相馬郡の暴力追放に関する協議会が総会を開く予定でございます。これらの関係団体等々も協議をしながら、今後の趣旨徹底に努めてまいり所存であります。以上であります。

○議長（坂本 守君） 続いて日程第8、町長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

○  
町長の専決処分事項の指定について

○議長（坂本 守君） 提出者代表の説明を求めます。  
吉岡 茂君。

〔16番吉岡 茂君登壇〕

○16番（吉岡 茂君） 町長の専決処分事項の指定についてをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、次の各号に掲げる事項は、町長において専決処分することができるものとして指定する。

1. 1件の金額が30万円以下の歳入歳出予算の補正をすること。
2. 法第96条第1項第12号に規定する和解のうち軽易と認められるもの。
3. 法第96条第1項第13号に規定する損害賠償で、1件の金額が30万円以下の額を決定すること。

以上の事項に関しては町長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法第180条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご賛同お願いします。

○議長（坂本 守君） 以上で提出者代表の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） ご異議なしと認めます。

採決は起立採決で行います。

町長の専決処分事項の指定について、本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 守君） 全員賛成。よって町長の専決処分事項の指定については可決することに決定をいたしました。

日程第9、閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

○

閉会中の所管事務調査の件について

○議長（坂本 守君） 本件につきましては閉会中における常任委員会は継続審査事件があるときのみ開催できることとされておりますが、行政視察等においても閉会中の所管事項調査として議決が必要とされております。よって、各常任委員会から閉会中の所管事務調査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件はお手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

ここでお諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の事務調査につきましては地方自治法第109条の2、第3項第1号ないし第3号の規定による調査事項といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。